

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 谷口稜暉 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 合澤憲一郎 外92名

被告 国

## 口頭弁論要旨(準備書面(25)について)

2019(令和元)年10月7日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 森 永 正 之

### 1 はじめに

今回は、原告らは、準備書面25を提出しました。

この準備書面では、全国の安保法制違憲訴訟において一番最初に判決が出された札幌地方裁判所平成31年4月22日判決の内容及び手続きのおかしさを指摘し、証人尋問及び当事者尋問の必要性と遡っての主張整理の必要性を指摘し、長崎地方裁判所においては充実した主張整理と証拠調べがなされるべきことを述べたものです。

札幌地裁判決は、内容面において、原告らの請求内容を全く理解しようとしていない空疎な形式的判決でした。このような形式的な判決となったのは、手続き面でも問題があったからです。すなわち、札幌地裁が主張整理を行わず、しかも原告らが証人7名の証人尋問や原告ら17名の当事者尋問を請求していたにもかかわらず、その採否の理由について判断を示さず、結論を決めた上で、2019年1月18日、突然結審したので

す。

このように、札幌地裁判決は、内容面でも手続き面でも問題があったのでした。

## 2 札幌地裁の判決とその不当性

札幌地裁は、①平和的生存権については、法律上保護された具体的な権利ないし利益であるとはいえない、②人格権については、原告らの人格権その他法律上保護される利益が違法に侵害されたということとはできない、③違憲立法審査権の行使については、具体的な事件の結論を導くのに必要な限度を超えて憲法判断を行う必要はない、④証拠調べについても必要性がないとして、原告らの請求を棄却しています。

しかしながら、先ほど述べたように札幌地裁の判決は、原告の請求内容を理解しようとしないうる形式的な判決でした。

### (1) ①平和的生存権について

札幌地裁は、「平和的生存権」の具体的な内容について一義的に確定することは困難であることを理由として、憲法9条は国の統治機構ないし統治活動について基本的政策を明らかにしたものに過ぎないとし、法律上保護された具体的な権利ないし利益であるとはいえないとしています。

しかし、憲法の条文は多かれ少なかれ抽象的です。例えば「平等」（憲法14条）は、多義的ですが、機会の平等と意味づけられて解釈適用されています。したがって、条文から具体的内容を一義的に確定することができないことは理由となりません。また、憲法が統治機構が存在する目的は人権保障なのですから、むしろ平和的生存権について人権保障に資するように解釈するのが裁判所の役割です。

結局のところ、札幌地裁は、裁判所に与えられた憲法解釈の職責、違憲立法審査権を放棄したと言わざるをえません。

### (2) ②人格権について

札幌地裁は、人格権については、法律上保護される利益自体はあることを前提にしていますが、侵害はされていないと判断しています。

しかし、新安保法制成立後の自衛隊や日本を巡る情勢が戦争に向けて変化しているという事実からすれば、原告の恐怖や不安感、漠然かつ抽象的な不安感にとどまるものではありません。原告らが受けている精神的損害は、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為によってなされたものであって、原告らが甘受すべきものではないのです。

また、札幌地裁の理屈によれば、我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムによる原告らの生命、身体及び財産等に対する具体的な侵害のおそれが生じたときには、人格権ないし法律上の利益が侵害されたこととなります。

しかしながら、このような事態が現実化したときには、遅きに失しており、もはや国家賠償請求であるとか差し止め請求等ができる段階ではありません。だからこそ、原告らは、具体的侵害が起きる前に、この裁判を起こしているのです。新安保法制が違憲であることを確認し、改廃する必要があるのです。

### (3) ③違憲立法審査権の行使について

札幌地裁は、違憲立法審査権の行使については、回避しています。

しかしながら、本件では、国の立法行為の違憲性が問題となっているのですから、裁判所は正面から違憲立法審査権の行使をすべきでした。

### (4) ④証拠調べの必要性 一法廷で見て聞いて分かる裁判

札幌地裁は、原告らが請求した合計7名の証人尋問及び原告17名の原告本人尋問について、証拠調べの必要性がないとして証人尋問等を行いませんでした。

しかしながら、証人、当事者の主張の内容を理解するのに、陳述書だけを読むだけであるのと、陳述書等を読んだ上で、直接、耳から聞くのでは理解度の深さには差が出ます。主張内容を耳からも聞くほうが、理解が深まることはいうまでもありません。そのため、裁判員裁判でも、法廷で見て聞いて分かるという直接主義・口頭主義の重要性が再確認されています。

尋問を行えば、判断対象が法的判断であっても事実についてであっても、裁判所としても疑問に思っていることについては尋問でき、裁判所の法的判断、事実認定に

資するものです。札幌地裁の判決は、この点を理解しない残念なものでした。

また、札幌地裁は、請求棄却という結論を決めた上で、憲法判断を回避し、原告の請求が認められないことを前提に証拠調べを行っていませんが、新安保法制成立後、自衛隊や日本を巡る情勢は、戦争に向けて変化していつているのであって、札幌地裁の判断は、原告らの請求の内容を正しく理解しないものですし、理解しようともしていかない残念なものです。

#### (4) 小括

札幌地裁において、証人尋問・当事者等を実施していれば、このような空疎な形式的判決とはならなかったはずですし、もとをただせば、札幌地裁が主張整理を行っていないから、このような事態を招いたのだと考えております。

### 3 本件における証拠調べの必要性

本件における証人尋問及び当事者尋問に対する証拠調べの必要性については、先ほど、相代理人が述べたとおりですので、ここでは割愛させていただきます。

### 4 本件における主張整理について

充実した証拠調べのためには、十分な主張整理が必要です。

原告らは、原告らの立証計画案を提出するにあたり、原告らが本件の争点であると考えるところを下記のとおり整理しておきました。

なお、この争点整理表は、本件と同様に安保法制違憲国賠訴訟が係属している前橋地方裁判所において、裁判所から示された「争点」と題する書面とほぼ同様です。これらの争点を立証するために、原告らは立証計画案のとおり立証を計画するものです。

長崎地方裁判所におかれては、札幌地方裁判所と同じ過ちを犯すことないように、十分な主張整理を行った上で、証人尋問及び当事者尋問を実施すべきです。

## 記

- 1 国務大臣らによる平成26年7月1日付「国の存立を全うし、国民を守る ための切れ目のない安全保障体制の整備について」と題する閣議決定（以下、「26.7.1閣議決定」という。）及び平成27年5月14日付新安保法制法案の閣議決定（以下、「27.5.14閣議決定」という。）並びに国会による新安保法制法案の立法行為が、国賠法上違法か。

### （1）新安保法制の違憲性

#### ア 集団的自衛権行使の違憲性

（ア） 集団的自衛権の行使が国際紛争を解決するための手段としての武力の行使に当たり憲法9条1項に違反するか。

（イ） 集団的自衛権の行使が交戦権の行使に当たり憲法9条2項に違反するか。

#### イ 後方支援活動の違憲性

後方支援活動が他国の軍隊の武力の行使と一体化し、又はその危険性の高いものとして、武力の行使に当たり憲法9条1項に違反するか。

#### ウ 国連平和維持活動協力法の駆け付け警護等の違憲性

（ア） 任務遂行のための武器の使用が、国際的な武力紛争の一環として戦闘を行うものであり、武力の行使に当たり憲法9条1項に違反するか。

（イ） 任務遂行のための武器の使用が、他国の武力の行使に一体化して交戦権を行使するものであり、憲法9条2項に違反するか。

#### エ 南スーダンへの自衛隊派遣の違憲性

武器使用が想定される南スーダンへ自衛隊を派遣したことが、国際紛争を解決するための手段としての武力の行使に当たり憲法9条1項に違反するか。

#### オ 米軍等の武器等防護の違憲性

自衛隊法95条の2に定める米軍等の武器等防護は、国際紛争を解決するため

の手段としての武力の行使に当たり憲法9条1項に違反するか。

(2) 国賠法上の違法性の判断枠組み

ア 国務大臣らは、職務上通常尽くすべき注意義務に反し、憲法9条1項及び2項の一義的な文言に反し、政府解釈を変更し、法案を閣議決定したか。

イ 国会議員は、職務上の注意義務に反して、憲法9条1項及び2項の一義的な文言に反することが明らかな新安保法制法を、強行採決により立法したか。

2 26. 7. 1 閣議決定及び27. 5. 14 閣議決定並びに国会による新安保法制法案の立法行為により原告らの権利または法律上の利益が侵害されたか。

(1) 平和的生存権（憲法9条, 13条）の権利性及び侵害の有無

(2) 南スーダンに派遣されている各自衛隊員の幸福追求権, 意に反する苦役を強いられない権利, 良心の自由及び平和的生存権侵害の有無並びに当該権利侵害を援用することの可否

(3) 人格権（13条）侵害の有無

(4) 国民投票権（憲法96条1項）侵害の有無

(5) 憲法秩序が保障された国で平和的に生きる権利（憲法13条）侵害の有無

3 慰謝料額

以上